

社会福祉法人子育てサポートもみの木 役員旅費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人子育てサポートもみの木、(以下「本法人」という。)の法人役員が理事会等を開催した時の旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給の要件)

第 2 条 理事会を開催した場合、旅費を支払う。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、交通費、日当とする。

(交通費の計算)

第 4 条 旅費は、実費支給を原則として、職員の通勤手当を準用する。

(日当)

第 5 条 日当は 1 日につき 2000 円を支給する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。